

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例(平成23年6月10日京都市条例第10号)
(都市計画局住宅室住宅管理課)

次のとおり、市営住宅を設置するとともに、規定の整備を行うこととしました。

名 称	位 置
東 岩 本 市 営 住 宅	京都市南区東九条東岩本町

この条例は、平成23年10月1日から施行することとしました。ただし、規定の整備については、平成23年6月10日から施行することとしました。

なお、入居の承認その他東岩本市営住宅を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年6月10日

京都市長 門川大作

京都市条例第10号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第5号」を「第6号」に改め、同条第2項中「よって」を「より」に改める。

第26条第3項中「第6号」を「第7号」に改める。

第29条の2第1項中「第5号」を「第6号」に改める。

第34条の2中「第26条第1項第6号」を「第26条第1項第7号」に改める。

別表南岩本市営住宅の項の次に次の1項を加える。

東岩本市営住宅	京都市南区東九条東岩本町
---------	--------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第18条、第26条、第29条の2及び第34条の2の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 入居の承認その他東岩本市営住宅を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(都市計画局住宅室住宅管理課)